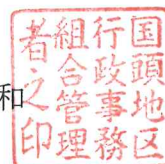


国地行組公表第7号

国頭地区行政事務組合「障害者活躍推進計画」について、次のとおり公表する。

令和 2年 4月 1日

国頭地区行政事務組合 管理者 宮城 久和



国頭地区行政事務組合消防本部障害者活躍推進計画

令和 2年 4月 1日

機関名	国頭地区行政事務組合消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
国頭地区行政事務組合消防本部における障害者雇用に関する課題	<p>○国頭地区行政事務組合消防本部においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>○職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することもあったが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	○消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、職務の性質上、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難であると考えますが、受験資格の身体基準を見直すことにより、障害者である応募者を念頭においた職員の募集を行うこととする。
②定着に関する目標	○障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正かつ速やかに選任する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のため、パンフレット等を配布する。</p> <p>○障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等を確認し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつ、合理的な範囲内で適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

国頭地区行政事務組合障害者活躍推進計画

令和 2 年 4 月 1 日

機関名	国頭地区行政事務組合
任命権者	管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
国頭地区行政事務組合における障害者雇用に関する課題	<p>○国頭地区行政事務組合においては、職員総数が7名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>○職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が発生する可能性もあるが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	○必ずしも障害者に限定した募集を行わずとも、障害者である応募者を念頭においた形で募集を行う。
②定着に関する目標	○障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として衛生課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正かつ速やかに選任する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のため、パンフレット等を配布する。</p> <p>○障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等を確認し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつ、合理的な範囲内で適切に実施する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。